

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（安井慎一君）

去る9月11日火曜日開会の本会議質疑における答弁の訂正についてでございます。

吉原議員の質疑のうち、議案第36号平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、答弁に誤りがありましたのでおわびして訂正をさせていただきます。

内容につきましては、当該決算書の145ページ、民間保育所運営費補助金につきまして、大治はなつね保育園新設工事における自己資金で106万6660円と答弁いたしました。正しくは74万7660円でございます。よろしく願いいたします。

〔済みません、ちょっともう1回最後の額言ってください〕の声あり〕

○子育て支援課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

どうぞ。

○子育て支援課長（安井慎一君）

74万7660円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

ただいま9月11日本会議中答弁について発言訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

日程第1、議案第29号大治町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第29号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は、9月13日午前10時より開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第29号大治町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

派遣職員に関してその時々で派遣すべき人数の増減があると思うが、町の業務には支障はないかとの問いに対しまして、町の業務には支障のないように運営していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第30号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

福祉建設常任委員会は、9月14日午前10時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正は基準を緩和するものでございます。現状何も問題ないのに緩和する理由はない。国の基準の改正に伴うものではございますが、大治町としてやる必要のない条例改正であり、反対いたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

10番下方繁孝君。

○10番（下方繁孝君）

10番下方繁孝でございます。ただいまの議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

この条例は平成29年の地方からの提案などに関する対応方針に基づき、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定の改正を受け提案されたものであります。本条例改正では、国で定める従うべき基準に該当しますが、本町において必要な改正であるかを検証した上で国基準に準じて改正されるものであり、適切な改正内容となっております。よって、私は本議案に賛成するものです。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号大治町ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第31号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第31号大治町ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号平成30年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第32号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第32号平成30年度大治町一般会計補正予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

学校のエアコン設置に伴う設計委託料で小学校が1校当たり約322万円、中学校が1校当たり約417万5000円となっている。あま市に至っては小学校が約174万円、中学校が約167万4000円となっており3倍ほどの金額の開きとなっている。なぜ他市とこれほどの金額の差があるのかとの問いに、あま市とは生徒数や児童数の違いや教室数の違いもあると思うので、実際に委託発注の際にはきちんと仕様を定め、余分な費用は出さないように精査をしていくとの答弁でした。

また、調理室にエアコンの設置予定はないかとの問いに、調理室には設置する予定はないとの回答でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第32号平成30年度大治町一般会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第32号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第33号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第33号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第33号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第34号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第34号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第34号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第34号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第34号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第35号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第35号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第35号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第36号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第36号平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

29年度本町では4台の防犯カメラを設置しているが、犯罪抑制効果はどうかとの問いに、町全体として前年比で合計66件減っているとの答弁でした。

また、愛知県のホームページで財務書類の公開状況は平成25年から公表していないことになっているがなぜかとの問いに、平成25年から27年の決算は町ホームページで公表している。28年以降の決算については総務省からの指示で統一モデルに整備しており、精査次第、県ホームページにリンクするとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第36号平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

衛生費の消耗品費1200万円の内訳として不燃ごみ袋大の単価がなぜ2種類発生しているのか。また、今後どうなるのかとの問いに対してまして、当初購入予定で海部地区環境事務組合の中で一斉に入札をかけた。業者の搬入が滞り始め、船便で発注していつ届くかわからない事態が大治町に限らず起きたため、在庫等を考慮し、もう1社調達したので2種類の単価となった。30年度は組合の方で一括で発注をかけているとの答弁でした。

また、本町の保育所運営は民間に委託しているが、保育所に対する町の財政措置としての補助金のあり方、考え方はとの問いに対しまして、乳幼児の保育は児童福祉法で市町村が保育所において保育しなければならないと規定されている。本町では早くから民間保育所へ委託しており、民間保育所の健全な運営と施設整備の促進を図ることを目的

として各種の補助制度を創設している。今後も適切に保育行政を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

また、29年度新規事業の病児・病後児保育事業でみきクリニックに委託して、利用者は延べ人数で213人であった。この事業の成果と問題点はあったのかとの問いに対し、本町は子ども・子育て支援事業計画アンケート調査に基づき、病院併設の病児・病後児保育の希望が多く、町内の診療所等で協議し最終的にみきクリニックの方で29年4月から運営を始めた。当初は200人を予定していたが、結果的には213人の利用者があった。保育所等で行う病児保育の利用者数より約5倍も多く、急に病気になり預けられない場合の救済措置で非常に喜ばれている。今のところ問題は聞いていないとの答弁でした。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。大治はなつね保育園の民間保育所運営費補助金が過大であり、町負担がふえている。これは町民負担がふえているという点で反対をさせていただきます。具体的にお話をさせていただきますと、新設工事費に対して国が定めた基準額の3分の2が国、12分の1が町、4分の1が民間事業者の負担となっております。今回国の補助金が2億4575万2000円、町の補助金が3192万7250円、計2億7767万9250円でありましたので基準額を計算いたしますと2億7767万9250円を4分の3で割って3億7023

万9000円と推定できます。実際の工事は国と町の補助金2億7767万9250円と借入金2カ所の合計3億4120万円。子育て支援課長が訂正された、自己資金と言われたので自己資金と言いますが、実際は自己資金から借入金を引いた分でございますが、それが74万7660円ですので今計算しましたが合計6億1962万6910円でございます。ですから、実際の工事費と基準額の差は2億4938万7910円。これは本来民間事業者の負担でございますが、町の補助金交付要綱により借入金の返済は利子も含めて40%が町負担となっております。ですから、ちょっと利子を入れない計算、自己資金のほとんどが借入金ですので利子を入れない計算でもこの超えた分、2億4938万7910円の4割、9975万5164円が余分に町の負担となっております。また、最初は平成28年12月6日の説明で概算総事業費約5億4000万円と出ておりますが、実際は6億2000万程度。やはり過大になっている。これも説明がない。また、町は補助金交付要綱に即してやっている、適正にやっていると言いますが、補助金交付要綱自体公開されていないし、いまだ議員のもとにも渡されていない。町の説明そのままとしても補助金交付要綱に上限額がない。基準がない。補助金の上限を決めているのが基準を決めているのが普通でございますが、それがないということ自体、交付要綱自体をちょっと私まだ実際見ていないのでこれは推定でしかありませんが補助金交付要綱自体、適正ではないと考えます。また、民間に委託している。本来町がやるべきだが民間に委託しているという説明でございますが、本来安くなるんだったら町民に返すべき、町民サービスで返すべきであって、一民間事業者に返す、もうかるようなことではないというふうに考えます。借入金が3億4120万円で純粋な自己資金が74万7660円ということでございますが、町としてなぜもっと借入金を減らして純粋な自己資金をふやすよう話し合いをしなかったのか、指導しなかったのかと。そこら辺非常に町の姿勢に対して疑問を感じるところでございます。以上でございますし、他の借入金、返済金等々を見ましてもやはり大治はなつね保育園が他の民間事業者と比べても過大に払われているんじゃないかという疑念が非常に強い。よって、この決算には反対をせざるを得ません。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君、どうぞ。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に賛成の立場から討論を行います。

歳入は前年と比較して増収となっており、町税の収納率も上がり、収入未済額も減少

していることなど評価できると思います。歳出は子育て世代を支援する事業や施設改善に力を入れた内容となっており、大治小学校の大規模改修工事や公民館の体育室改修工事のほか保育事業の充実と健全な運営のための施設整備などに努め、適正な予算執行が行われたと思われます。はなつね保育園の建設で反対意見がありましたが、施設整備では将来の保育事業の健全な運営を見据え、はなつね保育園の新築促進に努めており公立保育園ではないので補助金という形ではありますが、適正に予算執行が行われていると思います。今後も予算執行に当たっては、より健全な財政運営をお願いして賛成討論いたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第36号は認定されました。

日程第9、議案第37号平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第37号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第37号平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

現年度での不納欠損金が発生する理由はとの問いに対しまして、死亡しても相続人がいる場合は相続できるが、相続人が放棄をし相続人がいない場合や外国の方が国外へ転出されこちらへ戻る可能性がない場合、また、抹消登録はされていない法人で営業の実態がない場合は現年度で納税義務を消滅させる即欠損で対応するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

平成30年度、今年度から国保が広域化されております。昨年度では国保広域化のための準備、その予算執行が行われておりますので反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案の賛成の方の発言を許します。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。私はただいま提案されております平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論します。

本町の国保は1世帯当たり構成人数は平均1.6人という状況が示すとおり、高齢者が多く加入しております。また、低所得者も多く加入している状況を考慮して一般会計から1人当たり1万1000円強の支援を行い、財政基盤の強化を図ってまいりました。本町の国民健康保険は国民皆保険体制の役割を担う重要なものであり、誠実に執行されている状況を鑑みて本決算に私は賛成するものであります。ただいま広域化云々の問題がありました。この問題は制度の問題になってこようかと思いますが、大治町も広域化についていかなないと独自で国保を運営しないといかん。この広域化に反対なら反対でいいんですが、これに対する提案を私はいただきたいと思うんです。広域化に反対ということで広域化から大治町が脱退すると独自で国保を運営しないといかん。非常に大変な状況があるんですね。そこのところをよく考えていただきたい。

最後になりましたが、当局にお願いしておきます。監査委員からの意見でもありまし

たが、大治町の国保、大変収入未済額それから不納欠損金、大きな金額が出ております。そういう点では一昨年度と比較して昨年は1.05ポイント上がった状況で努力されている状況は見ておりますが、県平均、収納率が94.5%には遠く及んでおりません。これは本町で十分改善できる問題であり、今後さらに努力されて県平均に近づくよう喚起して私の賛成討論とします。終わります。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第37号は認定されました。

日程第10、議案第38号平成29年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第38号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第38号平成29年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第38号は認定されました。

日程第11、議案第39号平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第39号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第39号平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第39号平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

平成29年度から要支援者の一部の事業に対して総合支援事業、総合事業ということになりました。その総合事業に変わったということに対して反対する立場で反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第39号平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

歳入では負担割合に基づく、国、支払基金、県及び町の負担がそれぞれ適正に処理され、歳出につきましても介護給付費及び地域支援事業が適正に執行されております。また、介護サービス事業勘定におきましてもデイサービス事業所として利用者の日常生活の自立に向け適正に運営されていると考えます。よって、この決算認定に賛成するものです。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第39号は認定されました。

日程第12、議案第40号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第40号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第40号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第40号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

下水道接続ということで接続工事、受益者負担等払っていると思うが、水道料金に対し請求されるのではないか。また、名古屋市の方から来ていると思うが、不納欠損8件の内容はとの問いに対しまして、24年度の調定分ということで大治町と名古屋市がそれぞれ不納欠損を出している。本町は4件、名古屋市の下水道が4件、計8件になっており、対象人数としては6世帯全ての方がマンション及び借家にお住まいの方で、工事等の費用として影響はないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第40号は認定されました。

日程第13、議案第41号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第41号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第41号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

後期高齢者医療……

○議長（横井良隆君）

吉原君、最初に指名を受けたら「7番吉原経夫です」と名乗ってから発言をお願いいたします。

○7番（吉原経夫君）

議長の指名をいただきました、7番吉原経夫でございます。

平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。後期高齢者医療制度自体に反対のため反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第41号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、高齢の方々が安心して医療が受けられる制度として都道府県単位とし全市町村が加入する広域連合の制度として平成20年4月から実施されております。本町におきまして健康診断や人間ドックなど健康づくりの事業も適切に行われております。また、平成29年度決算においても適切に処理されていると考えております。よって、この決算に賛成するものです。皆様の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第41号は認定されました。

日程第14、議案第42号工事請負契約についてを議題といたします。

議案第42号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

議案第42号工事請負契約につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第43号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第43号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

議案第43号大治町道路線の認定につきましても、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、同意議案第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、北川美知子委員の任期が平成30年11月30日をもって満了することに伴い、引き続き委員として任命するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第2号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決いたします。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定をい

たしました。

日程第17、同意議案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、野間祐司委員の任期が平成30年12月26日をもって満了することに伴い、引き続き委員として選任するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意議案第3号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、同意議案第3号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決いたします。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、発議第5号「カジノリゾート整備法」と「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第5号「カジノリゾート整備法」と「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書についてでございますが、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、以下カジノリゾート推進法といたしますがこれは3つの問題点がある。

1つ目は民間賭博の解禁に当たるのではないかと。2点目はバブル期の地方におけるリゾート開発の失敗を思い起こさせるようなリゾート開発という大型公共事業であるということ。3点目はこのカジノ合法化の根本はアメリカのカジノ資本の要求に応えたものだ。この3点の理由で、1、政府は特定複合観光施設区域整備法、いわゆるカジノリゾート整備法を廃止すること。2点目、政府は特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、カジノリゾート推進法を廃止すること。以上、地方自治法第99条の規定によ

り意見書を提出する。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第5号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

日程第19、発議第6号カジノリゾート誘致断念を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第6号カジノリゾート誘致断念を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書を提出する理由は、まず愛知県の大村知事が常滑市の中部国際空港でのカジノリゾート整備の検討を始めると表明したことでございます。先ほどもお話ししましたが、民間賭博の解禁に当たるもので、1、ギャンブル依存症患者、多重債務者のさらなる拡大につながる。2、青少年への悪影響が懸念される。3、暴力団の関与及びマネーロンダリングの問題がある。4、アメリカのカジノ資本の関与など多くの問題があります。また、名古屋市の河村市長も誘致すると言っておりますが、名古屋市には誘致する場所自体ございません。以上でカジノリゾート誘致断念を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第6号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、発議第6号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

日程第20、発議第7号公立小中学校における空調設備設置の財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本英隆です。

発議第7号公立小中学校における空調設備設置の財政支援を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員松本英隆、賛成者大治町議会議員若山照洋。

意見書案文の要約をもって提案理由の説明とさせていただきます。

近年、地球温暖化の影響や都市化の進行により全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、特にことしの夏は命にかかわるほどの暑さで熱中症の注意喚起をする高温注意情報が連日発表されました。児童生徒が1日の大変を過ごす教室内は、この猛暑で場所によっては40度を超えることもあり、学習意欲や集中力の低下、また健康にも多大な影響があると考えられます。このような状況では教育環境に適しているとはとても言いがたいです。しかし、学校施設においてこれまで耐震設備こそ進んでいるものの、現在取り組んでいるトイレの洋式化や老朽化対策などの問題が山積しております。地方自治体の厳しい財政事情の中、これらの対策と並行して小中学校に空調設備を設置するには国による十分な財政支援が不可欠だと思います。文部科学省が平成30年4月1日に施行した、学校環境衛生基準では教室内の望ましい温度基準は17度以上28度以下としました。この基準に照らしましても教育環境の改善は喫緊の課題であります。よって、大治町議会は国会及び政府に対し、将来を担う児童生徒の教育環境を改善するため、公立小中学校の空調設備設置に対する財政支援である学校施設環境改善交付金の予算を大幅に拡充し、交付金申請を確実に採択するよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣です。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔なし〕の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第7号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第7号は可決されました。

日程第21、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番若山照洋君、どうぞ。

○1番（若山照洋君）

1番若山照洋です。

発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員若山照洋。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

学校現場では子供たちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、

非行問題行動を含めた子供たちを取り巻く学校課題は依然として克服されていません。また、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならない大きな責任の一つであります。よって、平成31年度の政府予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向け十分な教育予算を確保されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第8号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第8号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第8号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第8号は可決されました。

日程第22、発議第9号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君、どうぞ。

○5番（折橋盛男君）

発議第9号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員折橋盛男。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

私立学校は国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきたところであります。私立高校生に対しては就学支援金が支給され、非課税世帯への就学給付金制度とも相まって国の私学助成政策は進んでいるが、公立高校と私立高校との間では学費負担の格差は余りにも大きく、子供たちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、公私両輪体制にとっても極めていびつな事態は解消されていない。また、財政が不安定な私学には私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。よって、当議会は政府に対し国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、地方自治法第99条により意見書を提出するものであります。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第9号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第9号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第9号は可決されました。

日程第23、発議第10号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○6番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○6番（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。発議第10号……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○6番（後藤田麻美子君）

発議第10号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年9月5日提出、提出者大治町議会議員後藤田麻美子。

意見書案文を要約して提案理由の説明とさせていただきます。

愛知県尾張西部地域には繊維産業を初めとする地場産業から最近では航空宇宙産業など幅広い物づくり産業が集積しており、日本の産業、経済の発展に大きく寄与している。また、高速道路や国道など東西方向の広域幹線道路が充実しており、日本一の産業集積を誇る愛知、さらには日本経済発展のための産業・物流を支える役割が一層期待されている。一方、愛知県尾張西部地域から岐阜県西濃地域にかけては海拔ゼロメートル地帯が広がっており、高潮や洪水、津波による氾濫が発生した場合、浸水が広範囲かつ長期間にわたり、地域住民の生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定され、南海トラフ地震を初めとした大規模災害時への対策が喫緊の課題である。東海北陸自動車道の南進部分となる地域高規格道路一宮西港道路は尾張西部地域を南北に縦断する道路であり、平常時の物流交通の円滑化を可能にするとともに、災害時には緊急輸送路として住民の安全確保と企業の早期事業復旧に寄与する非常に重要な道路である。よって、国におかれては地域高規格道路一宮西港道路の早期実現のため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。提出先は、財務大臣、国土交通大臣です。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第10号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第10号の原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。本意見書案に反対をいたします。その理由としましては、地域高規格道路一宮西港道路の計画は、国土交通省の物流道路制度を契機とした新たな広域道路交通計画についての愛知県版である重要愛知県広域道路整備基本計画の一環としての計画であり、県内に高規格道路を張りめぐらす産業優先の計画でございます。不要不急の政策と考えます。現時点でも西尾張中央道は産業物流道路としての役割を果たしております。また、本意見書案では防災面からの必要性が強調されておりますが、災害時の避難所については住民皆様の意見も取り入れ、地域全体で最適な場所や構造物を建設すべきであり、単純に高規格道路を充てるとするのは詭弁でしかないと考えます。愛知県の予算は住民の暮らし、福祉に重点的に配分すべきであると考えます。よって、本意見書案には反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。本意見書に対して賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。本意見書の提案理由の中にもありましたように、西尾張から西濃地区、特に海部地域においてこの高規格道路を完成の折には産業、経済ともに発展することは間違いございません。特に大治町、大規模名古屋市に隣接をしておりますが、産業、経済に関してはやはり高規格道路をもって海部地域、西地域に大きな産業が発展することを願って大治町としても住民、経済が伸びると考え得るものでございます。その点を含めましてこの意見書案に賛成するものでありますので、皆様のご協力の方をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、発議第10号は可決されました。  
以上で本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。  
これで平成30年9月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時27分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 服 部 勇 夫

署名議員 下 方 繁 孝